

県連実態調査からみえてきたもの——あらためて実態的差別を確認する！

部落解放同盟広島県連合会は、二〇一六年、県内被差別地区の生活実態調査（「部落問題の解決に向けた生活実態調査」を行った。その結果、被差別地区の厳しい生活実態と、その相対的な（広島県・全国と比べて）低位性が、存在することが明らかになった。

調査は、部落解放同盟員が戸別訪問して、世帯主またはそれに代わる人に面接する方法（他記式）で行われた。また調査は、世帯調査（有効七五一件）および世帯員調査（一六九一人）の二本立てで行われた。まず世帯調査について、部落解放同盟員の八五〇世帯が対象とされた。そのうち七五八世帯が回収され、有効七五一件、無効七件であった（有効回収率八八・四パーセント）。調査不能・拒否が九二件あり、そのうち三四件について原因・理由が示された。それは、「病気などのため調査に応じられない」一三件、「調査に協力したくない」九件、「私的なことを知られたくない」七件、「家族が調査に反対している」三件、「調査に意味がない」二件であった。それ以外の調査不能・拒否のほとんどは、高齢・病気によるものと思われる。つぎに、調査対象者に世帯員のことについて聞いた。世帯員の調査は、対象者のすべて（一六九一人）について回答された。すなわち、七五一世帯の世帯員の全数調査となった。

データの分析と解釈は、つぎのような方針で行われた。一つ、調査結果の傾向をより鮮明にするため、「非該当」「無回答」の数を省いて集計した。また、回答の明らかな間違いと思われる数字は、除外して集計した。二つ、データが示す生活実態は、とくに断らないかぎり、調査実施の直前、すなわち、二〇一六年四～六月時点のものである。三つ、データの解釈は、最小限に止めた。なぜその数値なのかの解釈は、行わなかった。数値は、豊かな解釈に開かれている。これらの作業は、広島部落解放研究所の青木秀男、伊藤泰郎、社会理論・動態研究所の吉田舞が行った。

調査結果は、全体に、都市型ではなく農漁村型の被差別地区の生活実態を反映するものであった。また、県内北部・西部・中部の多くの被差別地区は、調査対象に含まれない。ゆえに調査結果は、全県の被差別地区のものではない。とはいえそれでも、そこに県内の被差別地区の生活実態をみることは、十分に可能である。

調査結果の特徴と傾向は、おおむね、つぎのとおりであった。

一 世帯員でみた生活実態

- (一) 世帯員の年齢は、広島県民（以下広島県）より高齢化している（表 1）。七〇歳以上の人で、世帯員三〇・三パーセント、広島県一九・六パーセントである。その分、配偶者と死別した人が多く、世帯員の有配偶者の比率が低い（別表で、世帯員五三・七パーセント、広島県五九・四パーセント）。対象地区において、高齢化に伴う生活問題がより深刻化していると思われる。

- (二) 世帯員の五六・五パーセントが、現在住んでいる地区の出身である(表 2)。被別地区出身者は、他地区の出身者と合わせて八一・〇パーセントである。別表で、二〇歳代において、地区外出身者と結婚した人の比率が低い(七・五パーセント、三〇歳代以上は二〇・〇パーセント前後)、それは、地区外出身者と結婚して地区外に住む人が多いためと思われる。
- (三) 世帯員の教育経験は、広島県より少ない(表 3)。現在通っている人を含めて「高等学校・旧制中学」「短期大学・高等専門学校」「大学・大学院」の比率が、広島県より低い。そのなかで若年層において、高等教育(「大学・大学院」)へ行く(行った)人が増えている(二〇歳代の世帯員二八・四パーセント)。広島県全体は二八・五パーセントであるが、二〇歳代に限ると、比率はかなり高いと思われる(二〇一六年の四年制大学進学率は、五五・五パーセント。文部科学省学校基本調査)。高等教育を受ける(受けた)人につき、世帯員と広島県の格差は、大きいと思われる。
- (四) 年金をもらっている人は、五〇・八パーセントである(非資格者を含めた比率。表 4)。七〇歳・八〇歳以上の人の受給率は、九五・一パーセントである。いずれも広島県並みと思われる。年金をもらっていない人(無年金者)がわずかにいるが、それは、保険料を納め(られ)なかった人もしくは年金受給資格に及ばない人である。前者は、生活に困窮する人々と思われる。二〇歳代～五〇歳代で年金を受給している人がいるが、それは、障害基礎年金等の受給と思われる。別表で、世帯員の年金の受給額は少ない。一人の最低生活費相当と思われる月額九万円未満が、四七・五パーセントに及ぶ。受給額の平均は一一六、三六八円である。それは、最低生活ぎりぎりの水準といえよう。全体に、年金の受給額が少ない。それは、現職時代の収入の低さを反映していると思われる。
- (五) 介護認定率は県並みである(表 5)。しかし、世帯員が高齢化している実態からすれば、認定率は実質、低いと思われる。別表で、七〇歳代で介護認定を受けていない人の比率が、九一・七パーセントであった。ここには、まだ元気な人、家族・親族に介護されている人が含まれると思われる。八〇歳代で介護認定を受けていない人の比率が、六〇・四パーセントである。ここには、家族・親族に介護されているが多いと思われる。
- (六) 世帯員の過半数が、「おもに仕事」をしている(表 6)。その比率は、広島県より有意に高い五二・四パーセント対四二・七パーセント)。また、仕事をしている高齢者の比率が高い(七〇歳代で二二・二パーセント)。世帯員の高齢化が広島県より進んでいることから、世帯員の多くが、高齢になっても収入を得なければならぬ生活にあると思われる。「おもに仕事」以外の項目では、

広島県と有意な差がみられない。しかしこれも、世帯員の高齢化の実態に即して解釈する必要がある。

- (七) 教育経験の多寡は、職業・職種、従業上の地位、年収に影響している（表 7、表 8 表 9）。学歴階層と収入階層の照応関係がみられる。たとえば職業・職種を入れた事例として、つぎのような傾向が読み取れる。

低学歴（中学卒）—サービス・清掃職／正規雇用に六・三パーセント／仕事による年収三〇〇万円未満八二・八パーセント

中学歴（高校卒）—看護・介護・工員／正規雇用四一・八パーセント／同三〇〇万円未満七三・九パーセント

高学歴（大学）—専門技術、事務職／正規雇用六一・五パーセント／同三〇〇万円未満四一・五パーセント

先に、教育経験にみる世帯員と広島県の格差についてみた。それは、職業・職種、従業上の地位、年収を規定している。ここに、世帯員における少ない教育経験・限られた就業機会・不安定な従業上の地位・低い賃金の相関が確認される。

- (八) 世帯員の大半は、低い賃金で働いている（表 10）。「一〇〇万円未満」が、四割強であり、「二〇〇万円未満」を合わせて六二・五パーセント、「三〇〇万円未満」を合わせて八〇・四パーセントに及ぶ。広島県は五五・九パーセントであり、世帯員との格差は二四・五パーセントに及ぶ。「おもな仕事による年収」の広島県との格差は、大きい。

- (九) 調査では、世帯員の職歴を、初職（学校を出て就労した仕事）、最長職（これまでもっとも長く就労した仕事）、現職に分けて、その推移をみた（表 11）。世帯員が学校を出て、ほぼ三分の一が「生産工程」の仕事（初職）に就労している。その比率が、最長職でやや減少し、現職で半減している。この点を除いて、全体として、初職～最長職～現職の職業・職種に大きな変化はない。すなわち、世帯員の多くは、学校を出て就労した職業・職種を現在まで続けている。就業上の地位では、職業・職種の経過を下るなかで、「正規の職員・従業員」の比率が減り、「パート・アルバイト・嘱託」の比率が増えている（表 12）。七割弱の世帯員は、学校を出て正規の仕事に就労したが、初職から最長職への過程において、多くの人が、不況等により解雇され、または他の事情で正規雇用から非正規雇用へ移行している。最長職から現職の過程で、正規雇用から非正規雇用への移行が続き、さらに、退職したあとも続いている。逆に、「パート・アルバイト・嘱託」の比率が、増えている。すなわち、初職から現職へ経るにつれ、就業上の地位が不安定化している。

(一〇) 世帯員の五〇・八パーセントが、初職の段階で、現在住んでいる市町で働いている（表 13）。初職時に、自宅から遠く離れた場所で働いた世帯員もいるが、その比率は小さい。外へ出た人も、最長職時に転職して、現在住んでいる市町へ帰り、そのまま現職に至っている。これらの経緯から、外の土地での仕事の働きづらさが推測される。多くの世帯員は、初職の段階から近い勤務地で働いている。

二 性別でみた生活実態

- (一) 八〇歳以上の人で、女性の比率が男性より高い（一五・九パーセント対九・〇パーセント）（表 14）。男性より女性が、高齢化が進んでいる。
- (二) 女性に、「他の被差別地区の出身である」人、「地区外の出身である」人の比率が高い（表 15）。それは、結婚のため現在住んでいる地区へ来た女性が多いためと思われる。すなわち、外から来た人であるかどうか、および「被差別地区の出身かどうか」は、ほぼ性別構成を代替している。
- (三) 年金をもらっている人の比率は、女性が男性より高い（五四・四パーセント対四七・二パーセント）。それは、七〇歳代、とくに八〇歳以上で、女性の比率が男性より高いこと、男性に高齢になっても働く（働かざるをえない）人が多いためと思われる。しかし、年金の受給額は、女性が男性より少ない（表 16）。それは、男性に、厚生年金・共済年金を受給する人が多く、女性に国民年金を受給する人が多いため、また、支払った保険料が、男性が女性より多いためと思われる。
- (四) 女性が男性より、「おもに仕事をしている」人の比率が低く、家事や臨時的・補助的な仕事をしている人の比率が高い（表 17）。ここに、仕事における性別役割分業の傾向が確認される。また、女性に「専門・技術職」「サービス職」「事務職」「販売職」の比率が高い（表 18）。この「専門・技術職」とは、対人サービスを中心とする中間的な専門・技術職、たとえば看護師や介護士と思われる。また、女性の「生産工程職」の比率が、男性より低い。これも、おおむね職業構造における性別役割分業に照応する。また一般に、広島県の大規模な「生産工程職」には、自動車産業や造船業等の男性工員の職場が多く、IT 産業や紡績業等の女性工員を必要とする職場が少ない。そのことも影響していると思われる。
- (五) 女性は男性より、仕事による年収が少ない。二〇〇万円未満が六二・八パーセント（男性二七・五パーセント）、三〇〇万円未満が八四・一パーセントである（男性五六・一パーセント）（表 19）。仕事による年収の性別格差は、明らかである。それは、職業・職種における性別役割分業

や不安定な就業上の地位の結果である。

- (六) 「正規の職員・従業員」の比率は、男性・女性とも、最長職の比率がもっとも高く、現職で低くなっている（表 20）。この傾向は、女性でより明確である。他方で、「パート・アルバイト・嘱託」の比率は、男性・女性とも、最長職の比率がもっとも低く、現職で高くなっている。この傾向も、女性でより明確である。女性は、男性より遅れて「正規の職員・従業員」となり、男性より早く「パート・アルバイト・嘱託」へ転出する。これが、女性の仕事の基本コースであると思われる。

三 世帯でみた生活実態

- (一) 対象世帯は、一世帯に平均一・七の収入源をもつ。そのうち、「給与のある世帯」の合計は六八・七パーセントで（表 21）、広島県は、二〇一二年に七八・一パーセントであった（『平成二四年度 就業構造基本調査』総務省統計局）。対象世帯は、広島県より給与世帯の比率が低い。その分、他の収入源に依存することになっている。対象世帯における収入源は、より不安定であると思われる。公的年金・恩給で暮らす世帯が、過半数を超える（広島県のデータはない）。それは、世帯員が高齢化しているためと思われる。
- (二) 生活保護を受給する世帯は、対象世帯五・二パーセント（同表）、広島県二・八パーセントである（『第六〇回広島県統計年鑑 平成二五年版』『人口移動統計調査』広島県総務局統計課）。対象世帯の生活保護の受給率は、広島県の一・九倍である。いずれも算定法や年度が異なるので、正確な比較ではないが、対象世帯の収入が不安定であること、公的扶助に依存する傾向があることが確認される。生活保護を受けるようになった理由は、「けがや病気により働けなくなった」が半数を超える（表 22）。全国では、「貯金が少なくなったり底をついたりした」「仕事による収入が減った」世帯の比率がめだつ。それは、対象世帯の被保護者の多くが、高齢であること、もともと収入階層が低いことによると思われる。
- (三) 対象世帯の年収は、一〇〇万円未満が一・四パーセント、三〇〇万円未満が五六・三パーセントである（表 23）。これに対して広島県では、一〇〇万円未満が二・四パーセント、三〇〇万円未満が二二・〇パーセントであった。三〇〇～五〇〇万円以上の階層で、広島県の比率が、対象世帯より有意に高い。広島県との年収の格差は、歴然としている。それには、広島県より高齢世帯が多いこと、給与世帯が少ないこと、賃金が低位であることなどの原因が考えられる。
- (四) 世帯員の数および地域の親族のネットワークは、生計を基盤とする生活の資源となり、また負担もなる。すなわち、それらは、相互扶助の基盤となり、逆に、生活の依存関係は、生活の自立の妨げともなる。高齢者にとって、世帯員、とくに子とのネットワークは、生活や介護のための重要な資源となる。

対象世帯の規模は大きくない（表 24）。対象世帯の一世帯当りの世帯員数の平均は二・三人であり、それは、広島県の平均と同じである（『平成二七年 国勢調査 人口等基本集計結果』広島県総務局統計課）。世帯員が一人の世帯が、対象世帯総数の四分の一を超え、二人世帯を合わせて六五・二パーセントに及ぶ。ここには、多くの高齢者世帯が含まれると思われる。

（五）（被差別）地区内に親族がいる世帯は三六・八パーセントである。三分の一を超える世帯が、地区内に親族ネットワークをもっている。その分、凝集されたネットワークがあると思われる。他方で、一人世帯・二人世帯において、六割強の世帯が、居住地区に親族ネットワークをもたない（表 25）。すなわち、地区に世帯・地域のネットワークはあるが、他方で、それから切断された孤立世帯が少なくないと思われる。地区のなかの「過疎化」現象が進んでいると思われる。

（六）別表で、対象世帯の子どもの数は、平均二・二人であった。そのうち親と同居する子は、二九・七パーセントである（表 26）。その他の子がどこに住むかは分からない。現住の地区の近辺に住む子が多いと思われる。同居する子や近辺在住の子が、高齢の親を世話する。それが、介護制度の代替をなしていると思われる。

四 まとめ

このような調査結果の概要から、広島県・全国と比べた、被差別地区の世帯員・世帯の活実態の特徴は、つぎのようにまとめられる。

（一）世帯員はより高齢化している。高齢者をめぐる生計・年金・介護の問題が、深刻と思われる。

（二）世帯員の教育経験は、より少ない。それが、より少ない職業の選択肢、より不安定な就業上の地位、より低位な賃金を結果している。

（三）このことは、世帯員の職歴についてもいえる。職歴からみて仕事の選択肢がより少なく、就業上の地位においてより不安定で、収入においてより低位な傾向にある。すなわち、対象地区の世帯員は、「主要な生産関係から除外されている」。

（四）さらにこの実態は、男性より女性に重くのしかかっている。

（五）対象世帯の世帯収入、仕事による収入においても、広島県と比べて有意に低位な水準にある。

- (六) 生活保護率は、広島県のおよそ二倍である。貧しい高齢世帯が増えていると思われる。
- (七) 対象地区において、一方で、家族・親族が高齢者の世話をする人々がいるが、他方で、そのようなネットワークをもたない高齢者が少なくない。その人々の孤立化が、進んでいると思われる。
- (八) これらのことすべて、現在の国民・広島県民の生きづらい状況が、対象地区の人々により重くのしかかっていると思われる。さらに生きづらさは、地区の男性より女性に重くのしかかっていると思われる。
- (九) 学歴や収入にみる格差、また生きづらさがより重くのしかかる現実こそ、部落差別の結果である。そこに、教育・仕事・収入の「貧困のサイクル」をみることができる。こうして残念にも、実態的差別は解消されていない。
- (一〇) 調査結果は、実態的差別はほぼ解消したとする地对協意見具申の見解と相入れない。相対的に低位な生活実態は、「(「複合」差別というより) 諸原因が絡み合っって固有の構造をなす差別の産物である(この点の説明は、別稿に譲る)。ゆえにそれは、一般施策により解決できるものではない。

【表】

【表1】年齢

| | 世帯員 | | 広島県 |
|-------|-------|-------|-------|
| | 人数 | 世帯員数 | 世帯員数 |
| 10歳未満 | 64 | 3.9 | 8.8 |
| 10歳代 | 107 | 6.5 | 9.4 |
| 20歳代 | 93 | 5.6 | 9.6 |
| 30歳代 | 115 | 6.9 | 12.0 |
| 40歳代 | 164 | 9.9 | 14.2 |
| 50歳代 | 243 | 14.7 | 11.8 |
| 60歳代 | 368 | 22.2 | 14.7 |
| 70歳代 | 288 | 17.4 | 19.6 |
| 80歳以上 | 213 | 12.9 | |
| 計 | 1655人 | 100.0 | 100.0 |

広島県は『広島県統計年鑑 平成27年度』広島県統計協会

【表2】同和地区の出身かどうか

| 現在住んでいる地区の出身である | 他の同和地区の出身である | 地区外の出身である | 計 |
|-----------------|--------------|-----------|-------|
| 930 | 404 | 313 | 1647人 |
| 56.5 | 24.5 | 19.0 | 100.0 |

【表3】現在通っている学校、最後に卒業した学校

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校・ 旧制中学 | 専門学校・ 専修学校・ 各種学校 | 短期大学・ 高等専門 学校 | 大学・大学 院 | |
|-------|------|------|---------------|------------------------|---------------------|------------|-------|
| 世帯員 | 7.6 | 30.3 | 37.8 | 8.5 | 6.4 | 9.5 | 100.0 |
| 広島県 | 7.5 | | 46.4 | 6.9 | 10.7 | 28.5 | 100.0 |
| 計(人) | 118 | 468 | 584 | 131 | 99 | 147 | 1547 |
| 10歳未満 | 97.0 | 3.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 33 |
| 10歳代 | 15.1 | 26.9 | 41.9 | 5.4 | 3.2 | 7.5 | 93 |
| 20歳代 | 0.0 | 8.0 | 46.6 | 14.8 | 2.3 | 28.4 | 88 |
| 30歳代 | 0.0 | 5.3 | 50.4 | 10.6 | 17.7 | 15.9 | 113 |
| 40歳代 | 0.0 | 12.2 | 42.1 | 17.7 | 11.0 | 15.9 | 162 |
| 50歳代 | 0.0 | 12.9 | 47.6 | 12.4 | 11.2 | 15.9 | 233 |
| 60歳代 | 1.2 | 34.1 | 41.9 | 7.2 | 7.5 | 8.1 | 346 |
| 70歳代 | 1.9 | 62.5 | 28.0 | 5.3 | 1.1 | 1.1 | 264 |
| 80歳以上 | 32.3 | 43.2 | 21.4 | 2.0 | 0.5 | 0.5 | 192 |

広島県は『平成24年 就業構造基本調査』総務省統計局（通学中の人を含まない）

【表4】年齢×年金受給の有無

| | もらってない | もらっている | 計(人) |
|-------|--------|--------|------|
| 10歳未満 | 100.0 | 0.0 | 18 |
| 10歳代 | 100.0 | 0.0 | 82 |
| 20歳代 | 95.5 | 4.5 | 89 |
| 30歳代 | 96.4 | 3.6 | 111 |
| 40歳代 | 95.5 | 4.5 | 154 |
| 50歳代 | 94.0 | 6.0 | 232 |
| 60歳代 | 20.5 | 79.5 | 361 |
| 70歳代 | 5.0 | 95.0 | 279 |
| 80歳以上 | 4.8 | 95.2 | 208 |
| 計(人) | 755 | 779 | 1534 |

【表5】介護認定

| | 要支援 | 要介護 | 受けてない | 計 |
|-----|------|-----|-------|-------|
| | 52 | 68 | 1384 | 1504人 |
| 世帯員 | 4.1 | 5.3 | 92.0 | 100.0 |
| 広島県 | 9.2* | | 90.8 | 100.0 |

広島県は『介護保険制度の実施状況』広島県健康福祉局医療介護保険課
『平成27年 国勢調査 人口等基本集計結果』広島県総務局統計課

【表6】収入を伴う仕事の有無

| | おもに仕事 | 家事などの ほか仕事 | 通学のかた わら仕事 | 仕事を休ん でいた | 仕事を探し ていた | 家事 | 通学 | その他 | 計（人） |
|-------|-------|---------------|---------------|--------------|--------------|------|------|------|-------|
| 世帯員 | 52.4 | 6.9 | 0.4 | 3.4 | 1.7 | 16.0 | 6.7 | 12.5 | 100.0 |
| 広島県 | 42.7 | 8.0 | 1.1 | 4.9 | 3.4 | 18.3 | 5.4 | 16.2 | 100.0 |
| 計（人） | 632 | 84 | 6 | 41 | 21 | 189 | 82 | 150 | 1205 |
| 10歳未満 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 23.4 | 0.0 | 15 |
| 10歳代 | 1.5 | 0.0 | 7.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 89.2 | 1.5 | 65 |
| 20歳代 | 72.1 | 1.2 | 1.2 | 0.0 | 5.8 | 3.5 | 10.5 | 5.8 | 86 |
| 30歳代 | 74.5 | 6.4 | 0.0 | 4.5 | 7.3 | 5.5 | 0.0 | 1.8 | 110 |
| 40歳代 | 78.0 | 6.7 | 0.0 | 3.3 | 2.0 | 6.0 | 0.0 | 4.0 | 150 |
| 50歳代 | 76.7 | 8.8 | 0.0 | 0.8 | 0.4 | 9.7 | 0.0 | 3.5 | 227 |
| 60歳代 | 53.7 | 8.5 | 0.0 | 3.7 | 1.1 | 21.7 | 0.0 | 11.4 | 272 |
| 70歳代 | 22.2 | 10.2 | 0.0 | 5.4 | 0.6 | 35.9 | 0.0 | 25.7 | 167 |
| 80歳以上 | 11.5 | 5.3 | 0.0 | 8.8 | 0.0 | 26.5 | 0.0 | 47.8 | 113 |

広島県は『平成24年 就業構造基本調査』総務省統計局

【表7】現在通っている学校・最後に卒業した学校×職業・職種

| | 管理職 | 専門・技術 職 | 事務職 | 販売職 | サービス職 | 保安職 | |
|----------------|-----------|------------|--------------|------------|---------------|-----|------|
| 小学校 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 中学校 | 3.2 | 1.1 | 2.1 | 8.4 | 25.3 | 0.0 | |
| 高等学校・旧制中学 | 4.0 | 7.2 | 13.6 | 12.8 | 15.6 | 2.0 | |
| 専門学校・専修学校・各種学校 | 7.1 | 20.0 | 8.6 | 5.7 | 31.4 | 0.0 | |
| 短期大学・高等専門学校 | 3.5 | 38.6 | 12.3 | 12.3 | 12.3 | 0.0 | |
| 大学・大学院 | 11.7 | 29.8 | 28.7 | 6.4 | 9.6 | 1.1 | |
| 計 | 31 | 83 | 76 | 57 | 101 | 6 | |
| | 農林漁業 職 | 生産工程 職 | 輸送・機械 運転職 | 建設・採掘 職 | 運搬・清 掃・包装職 | | 計（人） |
| 小学校 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | 1 |
| 中学校 | 6.3 | 12.6 | 4.2 | 13.7 | 23.2 | | 95 |
| 高等学校・旧制中学 | 3.2 | 16.0 | 4.0 | 10.8 | 10.8 | | 250 |
| 専門学校・専修学校・各種学校 | 4.3 | 8.6 | 7.1 | 4.3 | 2.9 | | 70 |
| 短期大学・高等専門学校 | 1.8 | 10.5 | 1.8 | 0.0 | 7.0 | | 57 |
| 大学・大学院 | 1.1 | 6.4 | 3.2 | 0.0 | 2.1 | | 94 |
| 計（人） | 20 | 70 | 23 | 43 | 57 | | 567 |

【表8】現在通っている学校・最後に卒業した学校×就業上の地位

| | 役員 | 自営業主 | 家族従業員 | 正規の職員・従業員 | 契約・派遣社員 | パート・アルバイト・嘱託 | 内職 | 計(人) |
|----------------|-----|------|-------|-----------|---------|--------------|-----|------|
| 小学校 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1 |
| 中学校 | 3.4 | 15.2 | 5.1 | 26.3 | 2.5 | 44.9 | 2.5 | 118 |
| 高等学校・旧制中学 | 4.7 | 11.4 | 3.5 | 41.8 | 3.2 | 32.6 | 0.6 | 309 |
| 専門学校・専修学校・各種学校 | 6.3 | 14.0 | 6.3 | 43.0 | 2.5 | 27.8 | 0.0 | 79 |
| 短期大学・高等専門学校 | 1.4 | 4.3 | 2.9 | 52.2 | 1.4 | 37.7 | 0.0 | 69 |
| 大学・大学院 | 7.3 | 5.5 | 0.9 | 61.5 | 3.7 | 21.1 | 0.0 | 109 |
| 計(人) | 33 | 74 | 26 | 300 | 20 | 227 | 5 | 685 |

【表9】現在通っている学校・最後に卒業した学校×おもな仕事による年収(税込み、2015年)

| | 100万円未満 | 100万～200万円未満 | 200万～300万円未満 | 300万～500万円未満 | 500万～700万円未満 | 700万～1000万円未満 | 1000万～1500万円未満 | 1500万円以上 | 計(人) |
|----------------|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|----------------|----------|------|
| 小学校 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1 |
| 中学校 | 31.5 | 31.5 | 19.8 | 8.1 | 5.4 | 2.7 | 0.9 | 0.0 | 111 |
| 高等学校・旧制中学 | 17.1 | 27.4 | 29.4 | 12.4 | 9.4 | 3.7 | 0.7 | 0.0 | 299 |
| 専門学校・専修学校・各種学校 | 10.7 | 30.7 | 26.7 | 16.0 | 8.0 | 5.3 | 2.7 | 0.0 | 75 |
| 短期大学・高等専門学校 | 15.2 | 27.3 | 30.3 | 16.7 | 6.1 | 4.5 | 0.0 | 0.0 | 66 |
| 大学・大学院 | 7.5 | 18.9 | 15.1 | 16.0 | 27.4 | 14.2 | 0.9 | 0.0 | 109 |
| 計(人) | 113 | 178 | 167 | 87 | 73 | 37 | 6 | 0 | 661 |

【表10】おもな仕事による年収(税込み、2015年)

| | 100万円未満 | 100万～200万円未満 | 200万～300万円未満 | 300万～500万円未満 | 500万～700万円未満 | 700万～1000万円未満 | 1000万～1500万円未満 | 1500万円以上 | 計 |
|-----|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|----------------|----------|-------|
| 世帯員 | 453 | 232 | 196 | 94 | 76 | 40 | 6 | 1 | 1098人 |
| | 41.3 | 21.2 | 17.9 | 8.5 | 7.0 | 3.6 | 0.6 | 0.1 | 100.0 |
| 広島県 | 18.4 | 18.4 | 19.1 | 25.0 | 11.0 | 6.1 | 1.6 | 0.5 | 100.0 |

広島県は『平成24年 就業構造基本調査』総務省統計局

【表11】職業・職種の推移

| | 管理職 | 専門・技術職 | 事務職 | 販売職 | サービス職 | 保安職 |
|-----|-------|--------|----------|--------|-----------|-----|
| 初職 | 0.3 | 11.5 | 12.6 | 13.2 | 15.3 | 0.8 |
| 最長職 | 1.8 | 11.3 | 11.7 | 10.8 | 15.8 | 1.0 |
| 現職 | 5.2 | 14.4 | 13.3 | 9.8 | 17.6 | 1.2 |
| | 農林漁業職 | 生産工程職 | 輸送・機械運転職 | 建設・採掘職 | 運搬・清掃・包装職 | |
| 初職 | 1.6 | 29.9 | 2.7 | 7.7 | 3.6 | |
| 最長職 | 2.4 | 24.9 | 3.4 | 8.5 | 7.3 | |
| 現職 | 3.4 | 12.2 | 4.1 | 7.1 | 9.8 | |

【表12】就業上の地位の推移

| | 役員 | 雇人のいる 自営業主 | 雇人のいな い自営業主 | 家族従業 員 | 正規の職 員・従業員 | 派遣社員 | パート・アル バイト・嘱託 | 内職 | 計（人） |
|-----|-----|---------------|----------------|-----------|---------------|------|------------------|-----|------|
| 初職 | 0.3 | 5.0 | 1.8 | 4.2 | 68.0 | 0.9 | 17.9 | 1.8 | 1289 |
| 最長職 | 2.1 | 6.5 | 4.3 | 5.9 | 59.2 | 1.4 | 19.1 | 1.7 | 1316 |
| 現職 | 5.0 | 5.5 | 5.4 | 3.8 | 44.0 | 3.0 | 32.6 | 0.7 | 705 |

【表13】勤務地の推移

| | 在宅 | 今住んでい る市町 | 広島県内の 他の市町 | 中四国地 方 | 関西地方 | 関東地方 | その他の日 本 | 外国 | 計（人） |
|-----|-----|--------------|---------------|-----------|------|------|------------|-----|------|
| 初職 | 3.6 | 50.8 | 27.3 | 5.0 | 8.6 | 2.2 | 2.1 | 0.4 | 1296 |
| 最長職 | 6.7 | 71.8 | 15.7 | 2.3 | 2.3 | 0.4 | 0.7 | 0.1 | 1324 |
| 現職 | 9.3 | 73.8 | 15.2 | 1.1 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 706 |

【表14】性別×年齢

| | 10歳未満 | 10～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70～79歳 | 80歳以上 | 計（人） |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
| 男性 | 4.7 | 6.6 | 7.1 | 8.0 | 11.3 | 15.0 | 22.8 | 15.5 | 9.0 | 746 |
| 女性 | 3.1 | 6.3 | 4.4 | 5.9 | 8.8 | 14.6 | 22.0 | 18.9 | 15.9 | 895 |
| 計（人） | 63 | 105 | 92 | 113 | 163 | 243 | 367 | 285 | 210 | 1641 |

【表15】性別×同和地区の出身かどうか

| | 現在住んで いる地区の 出身である | 他の同和地 区出身で ある | 地区外の出 身である | 計（人） |
|------|-------------------------|---------------------|---------------|------|
| 男性 | 74.9 | 14.7 | 10.4 | 740 |
| 女性 | 41.0 | 32.9 | 26.1 | 881 |
| 計（人） | 915 | 399 | 307 | 1621 |

【表16】性別×年金受給額（月額）

| | 3万円未満 | 3万円以上 ～6万円未 満 | 6万円以上 ～9万円未 満 | 9万円以上 ～12万円 未満 | 12万円以 上～15万 円未満 | 15万円以 上～18万 円未満 | 18万円以 上～21万 円未満 | 21万円以 上～24万 円未満 | 24万円以 上 | 計（人） |
|------|-------|---------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------|------|
| 男性 | 4.2 | 7.8 | 18.3 | 13.4 | 18.3 | 17.0 | 13.7 | 2.3 | 4.9 | 306 |
| 女性 | 6.4 | 22.7 | 31.8 | 18.3 | 10.3 | 6.4 | 3.2 | 0.7 | 0.2 | 437 |
| 計（人） | 41 | 123 | 195 | 121 | 101 | 80 | 56 | 10 | 16 | 743 |

【表17】性別×収入を伴う仕事の有無

| | おもに仕事 | 家事などの ほか仕事 | 通学のかた わら仕事 | 仕事を休ん でいた | 仕事を探し ていた | 家事 | 通学 | その他 | 計（人） |
|------|-------|---------------|---------------|--------------|--------------|------|-----|------|------|
| 男性 | 66.1 | 1.5 | 0.4 | 4 | 2.4 | 3.8 | 7.5 | 14.3 | 546 |
| 女性 | 41.2 | 11.5 | 0.6 | 2.9 | 1.1 | 25.6 | 6.1 | 11.1 | 660 |
| 計（人） | 633 | 84 | 6 | 41 | 20 | 190 | 81 | 151 | 1205 |

【表18】性別×職業・職種

| | 管理職 | 専門・技術職 | 事務職 | 販売職 | サービス職 | 保安職 |
|------|-------|--------|--------------|------------|---------------|------|
| 男性 | 8.8 | 6.9 | 11.1 | 8.2 | 10.5 | 2 |
| 女性 | 1.5 | 23.2 | 16.2 | 12.1 | 26.5 | 0.4 |
| (人) | 31 | 84 | 78 | 58 | 104 | 7 |
| | 農林漁業職 | 生産工程職 | 輸送・機械 運転職 | 建設・採掘 職 | 運搬・清 掃・包装職 | 計(人) |
| 男性 | 4.6 | 18.7 | 6.2 | 12.8 | 10.2 | 305 |
| 女性 | 2.2 | 5.5 | 1.5 | 1.1 | 9.9 | 272 |
| 計(人) | 20 | 72 | 23 | 42 | 58 | 577 |

【表19】おもな仕事による年収(税込み、2015年)

| | 100万円未 満 | 100万～ 200万円未 満 | 200万～ 300万円未 満 | 300万～ 500万円未 満 | 500万～ 700万円未 満 | 700万～ 1000万円 未満 | 1000万～ 1500万円 未満 | 1500万円 以上 | 計(人) |
|------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|--------------|------|
| 男性 | 9.0 | 18.5 | 28.6 | 18.5 | 14.2 | 9.2 | 1.7 | 0.3 | 346 |
| 女性 | 26.5 | 36.3 | 21.3 | 7.0 | 7.3 | 1.5 | 0.0 | 0.0 | 328 |
| 計(人) | 118 | 183 | 169 | 87 | 73 | 37 | 6 | 1 | 674 |

【表20】性別×就業上の地位の推移

| | | 役員 | 自営業主 | 家族従業 員 | 正規の職 員・従業員 | 契約・派遣 社員 | パート・アル バイト・嘱託 | 内職 | 計(人) |
|----|-----|-----|------|-----------|---------------|-------------|------------------|-----|------|
| 男性 | 初職 | 0.3 | 8.4 | 4.7 | 71.0 | 0.8 | 14.4 | 0.3 | 596 |
| | 最長職 | 0.4 | 3.5 | 0.9 | 94.0 | 0.1 | 1.1 | 0.0 | 696 |
| | 現職 | 6.4 | 16.0 | 1.9 | 53.6 | 2.8 | 19.1 | 0.3 | 362 |
| 女性 | 初職 | 0.3 | 5.4 | 3.7 | 65.5 | 1.0 | 21.1 | 3.1 | 684 |
| | 最長職 | 0.1 | 1.8 | 2.1 | 89.9 | 0.6 | 4.5 | 0.9 | 845 |
| | 現職 | 3.6 | 5.7 | 5.9 | 32.8 | 3.3 | 47.6 | 1.2 | 338 |

【表21】世帯収入の種類(複数回答)

| 世帯員の給 与 | 世帯主の配 偶者の給与 | その他の世 帯員の給与 | 農業収入 | 農業以外の 事業収入 | 内職など | 家賃・地代 収入 | 利子・配当 金 | 仕送り金 |
|-------------|----------------|----------------|------|----------------------|---------------------|-------------|------------|------|
| 322 | 122 | 72 | 50 | 52 | 5 | 36 | 8 | 5 |
| 42.9 | 16.2 | 9.6 | 6.7 | 6.9 | 0.7 | 4.8 | 1.1 | 0.7 |
| 小計 68.7 | | | | | | | | |
| 公的年金・ 恩給 | 企業年金・ 個人年金 | 雇用保険 | 生活保護 | 子どもの扶 養に関する 手当 | その他の社 会保障給 付金 | その他 | 計 | |
| 415 | 84 | 3 | 39 | 16 | 4 | 14 | 1247件 | |
| 55.3 | 11.2 | 0.4 | 5.2 | 2.1 | 0.5 | 1.9 | 751世帯 | |

【表22】生活保護を受けることになった理由

| | 仕事による 収入が減った (失業も含む) | けがや病気 により働けな くなった | 生活に十分 な額の年金 などがもらえ ない | 貯金が少な くなくなり底 をついたりし た | 病院にかか るお金が必 要だった | 介護が必要 である | その他 | 計 |
|------|----------------------------|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------|--------------|------|-------|
| 調査世帯 | 5 | 21 | 7 | 1 | 1 | 1 | 2 | 38世帯 |
| | 13.2 | 55.3 | 18.4 | 2.6 | 2.6 | 2.6 | 5.3 | 100.0 |
| 全国 | 23.5 | 26.4 | 1.2 | 32.8 | 4.8 | 0.6 | 10.6 | 100.0 |

全国は「平成25年度 被保護者調査」月次調査 厚生労働省社会・援護課

【表23】世帯収入（税込み、2015年）

| | 100万円未 満 | 100万～ 200万円未 満 | 200万～ 300万円未 満 | 300万～ 500万円未 満 | 500万～ 700万円未 満 | 700万～ 1000万円 未満 | 1000万～ 1500万円 未満 | 1500万円 以上 | 計 |
|------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|--------------|-------|
| 調査世帯 | 80 | 174 | 142 | 148 | 70 | 57 | 26 | 7 | 704世帯 |
| | 11.4 | 24.7 | 20.2 | 21.1 | 9.9 | 8.1 | 3.7 | 1.0 | 100.0 |
| 広島県 | 2.4 | 6.0 | 13.6 | 30.2 | 21.3 | 16.8 | 7.4 | 2.2 | 100.0 |

広島県は『平成24年度 就業構造基本調査』総務省統計局

【表24】同居世帯員

| 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 計 |
|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 202 | 278 | 135 | 68 | 35 | 13 | 5 | 736世帯 |
| 27.4 | 37.8 | 18.3 | 9.2 | 4.8 | 1.8 | 0.7 | 100.0 |

【表25】世帯員数×同地区内の別世帯の子ども・親・祖父母の有無

| | いる | いない | 計 |
|------|------|------|-------|
| 1人 | 37.6 | 62.4 | 189 |
| 2人 | 36.2 | 63.8 | 268 |
| 3人 | 35.2 | 64.8 | 128 |
| 4人 | 43.1 | 56.9 | 65 |
| 5人 | 38.2 | 61.8 | 34 |
| 6人 | 30.8 | 69.2 | 13 |
| 7人以上 | 20.0 | 80.0 | 5 |
| 計 | 262 | 448 | 710世帯 |

【表26】子どもの居住地区（複数回答）

| 同居 | 同じ地区内 | 他の同和地 区 | 地区外 | 計 |
|------|-------|------------|------|-------|
| 273 | 149 | 33 | 463 | 918世帯 |
| 29.7 | 16.2 | 3.6 | 50.4 | 100.0 |